

令和4年度 介護保険運営協議会
第1回 地域包括支援センター運営部会 会議録（概要）

1 日 時 令和5年3月22日（水）午後1時15分

2 場 所 三条市役所 4階 第3委員会室

3 出席状況

(1) 出席委員

田中 吉明部会長、石附 克也部会長職務代理者、
小嶋 嘉代子委員、安室 久恵委員、眞保 京子委員、小林 弘美委員、
石田 和紀委員、野村 正人委員（8人）

(2) 欠席委員

なし

(3) 事務局職員

高齢介護課 課長 村上 正彦、課長補佐 長田 高志、企画調整係長 小林 昌代
地域包括ケア総合推進センター主査 渡邊 晃代
地域包括ケア総合推進センター主任 田口 理紗
地域包括支援センター嵐北センター長 高井 久恵
地域包括支援センター嵐南センター長 佐藤 光美
地域包括支援センター東センター長 西丸 恵理子
地域包括支援センター栄センター長 小柳 朋子
地域包括支援センター下田管理者 佐藤 真奈美

(4) 傍聴

なし

4 議 事

(1) 介護予防ケアマネジメント等の委託〔協議事項〕

（事務局） 資料1について説明

意見、質疑なし

全員異議なく承認

(2) 令和3年度 地域包括支援センターの事業評価及び事業報告等〔報告事項〕

（事務局） 資料2について説明

意見、質疑なし

(3) 令和5年度 地域包括支援センター運営方針（案）〔協議事項〕

(事務局) 資料3について説明

～意見、質疑～

(石田委員) 生活支援体制構築支援で、生活支援コーディネーターの実務に即した内容に変更とのことだが、主な変更点として「高齢者だけではなく、障がい者、生活困窮者等のニーズ把握や一体的な地域づくり等を記載」とある。令和4年度の圏域地域ケア会議でも一体的な地域づくりを検討してきたとのことだが、これまでと令和5年度でどう違うのか。

障がい者等を対象とすることの背景など、教えていただきたい。

また、厚労省が進めている「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」とは違うのか。

(事務局) 令和4年度からの変更点については、令和3年度に配置した生活支援コーディネーターの業務について、これまでは実務がまだ分からない中で運営方針を作成して引き継いできたが、この2年間でコーディネーターがやるべきことが明確になったことから、令和5年度は実務に即した内容に変更したものである。

「精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステム」については、地域包括ケア総合推進センターで障がい分野の職員とともに取り組んできており、精神障がい者に限らず、それ以外の障がいをお持ちの方も含め、高齢者、障がい者、生活困窮者等に対する一体的な地域づくりを進めている。

この背景として、地域包括支援センターに複雑化、複合的な相談が増加しており、高齢者への支援でお宅に入ると障がい者や生活困窮者が同居者であるなど支援が困難な事例が多くみられる実態がある。

そういった方々にとっても暮らしやすい地域づくりを行うことが重要であり、地域に入って活動する生活支援コーディネーターの業務として地域包括支援センターが中心となって、更なる充実を図っていきたいと考えている。

(石田委員) 地域包括支援センターは幅広い業務があるが、職員の業務負担が増すことはないか。

(事務局) 生活支援コーディネーターを令和3年度から新たに配置し、地域づくりを専門的に行えるようにしたところであり、コーディネーターを中心に頑張ってもらいたいと考えている。

全員異議なく承認

(4) 令和5年度 地域包括支援センター事業計画・収支予算(案) [報告事項]

(事務局) 資料4について説明

～意見、質疑～

(小嶋委員) まだ地域包括支援センターを知らない住民が多い。地域包括支援センターと地域の方の連携が大事だと思う。介護を経験していないと地域包括支援センターやケアマネジャーなどを知ることがない。まだ、集いの場がない地区もある。もう少し周知をし、地域の中に入り込んでもらいたい。自治会、民生委員などとは連携していると思うが、地域住民には伝わってこない。コロナ禍が落ち着いている中で、私の地区でもこれまで集いの場ができていなかったが、再開しようと思う。地域包括支援センター嵐南と連携を今まで以上に強くしていきたい。介護予防ケアマネジメントなど他の業務はよく分からないのだが、地域包括支援センターのことを地域住民に知ってもらうことがいちばん大事だと思う。

5 閉 会 午後2時15分